



20 福保健食第 3807 号  
平成 21 年 3 月 31 日

各 都 保 健 所 長  
健康安全研究センター所長  
市場衛生検査所長  
芝浦食肉衛生検査所長  
動物愛護相談センター所長 } 殿

福 祉 保 健 局 長  
( 公 印 省 略 )

食品、容器具等の細菌検査成績の不適合基準及び  
乳肉水産食品指導基準等の廃止について

これまで、食品等事業者に対しては、「食品、容器具等の細菌検査成績の不適合基準について」(昭和 36 年 8 月 4 日付衛公食発第 228 号)、「乳肉水産食品指導基準の改正について」(昭和 45 年 1 月 8 日付 44 衛公乳発第 316 号)及び「冷凍食品の取扱いについて」(昭和 48 年 10 月 26 日付 48 衛環乳第 692 号) (以下「不適合基準等」という。)をもって食品の衛生的な取扱いを指導してきたところである。

この間、食品衛生法の改正や食品安全基本法の制定により、事業者の責務が明確化され、自主的な衛生管理の取り組みが進み、個々の取扱食品に応じて設定された事業者の自主基準と、対象とする食品等の分類を大枠で捉えている不適合基準等との整合性が取れない事例が生じている。

このように、不適合基準等は、多様化する食品等とそれに対応する個別の検査法の進展に対応できていない状況となっている。

そこで今般、不適合基準等を廃止し、今後は、厚生労働省が示している衛生規範等を用いて指導することとしたので、適切に対応願いたい。

【別添資料】

別添 1 「食品、容器具等の細菌検査成績の不適合基準について」  
(昭和 36 年 8 月 4 日付衛公食発第 228 号)

別添 2 「乳肉水産食品指導基準の改正について」(昭和 45 年 1 月 8 日付 44 衛公乳発第 316 号)

別添 3 「冷凍食品の取扱いについて」(昭和 48 年 10 月 26 日付 48 衛環乳第 692 号)